

通関業許可証 交付式 2026年6月29日(月) 14:00~

出席者： ○ 東京税関業務部

曾根様 業務部 部長
大岡様 業務部 次長
涌井様 主席通関業監督官
小山様 通関業務監督官

○ 株式会社ニッコン両毛

橋本社長
福田役員 通関事業担当役員
梨本部長 通関実務部門長

交付式の様子



東 関 第 1 6 3 号

通 関 業 許 可 証

住 所 群馬県太田市寄合町19-161
名 称 株式会社ニッコン両毛
代表取締役社長 橋本 禮人

令和8年6月5日付で申請のあった通関業は、上記のとおり許可します。

1 通関業を行うことができる営業所の名称及び所在地
主たる営業所 海外物流部
群馬県太田市寄合町19-161

2 条件 期限条件は、令和11年6月25日までとする

令和8年6月26日
東京税関長 松 重 友 啓

(注) (1) 法第34条第3項の規定により監督処分を受けた場合には、新たに条件を付することがあります。
(2) この許可に付された条件の変更を求める場合は、許可等条件変更申請書（税関様式第1016号）を主たる営業所の所在地を管轄する税関長に提出してください。

橋本社長の言葉

「この度は通関業の許可を頂き、誠にありがとうございます。

本許可の重みをしっかりと受け止め、今後は法令遵守を徹底しながら、迅速かつ正確な通関業務に努めて参ります。

また、本許可を営業の強みとして活用し、より多くのお客様に価値あるサービスを提供し、事業の拡大にも繋げて参ります。

北関東地域においては通関業者が限られている中で、地域の皆様のお役に立てる存在となれるよう、国際物流の円滑化と地域経済の発展に貢献して参ります。

今後ともご指導の程、宜しく願いいたします。」